# Ⅱ 各論 (施策の展開)

基本方針 1 損害の回復及び経済的負担の軽減

基本方針2 精神的・身体的被害の回復

基本方針3 再被害・二次的被害の防止

基本方針4 県民・事業者の理解の促進

基本方針 5 民間支援団体・支援従事者の育成・支援

基本方針6 連携協力体制の整備

### 基本方針 1 損害の回復及び経済的負担の軽減(条例第8条第1号関係)

### 1 損害賠償請求等に関する援助(基本法第12条関係)

#### 【現状と課題】

多くの犯罪被害者等にとって、損害賠償の請求によって加害者と対峙することは、 更なる精神的負担を強いられることになります。また、訴訟となった場合には、訴訟 費用・労力・時間を要すること、訴訟に関する知識が不足していること、独力では証 拠が十分に得られないことなど、多くの困難に直面します。さらに、訴訟で勝訴判決 を受けたとしても、加害者の賠償能力が欠如している場合等は、十分な賠償が受けら れないことも少なくありません。

このため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求が適切かつ円滑に進められるよう、損害賠償の請求について援助が必要です。

施策名	施策の概要	所管部局等
1 交通事故 相談所での相 談等	交通事故相談所(本所・支所)において、交通事故被害者等からの損害賠償問題等の相談対応及び関係機関・団体の紹介・斡旋を行います。	子ども生活福祉部消費・くらし安全課
2 損害賠償 請求制度等に 関する情報提 供の充実	損害賠償請求制度について他機関の制度や窓口を紹介したパンフレット等を警察本部、警察署等の窓口等に備え付けるなどして当該制度を周知します。	警察本部警務部広報相談課
3 暴力団犯 罪による被害 の回復の支援	公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議、沖縄 弁護士会民事介入暴力対策特別委員会等と連 携し、暴力団犯罪による損害賠償請求に係る他 機関制度や窓口の紹介、情報提供を行う等の支 援を行います。	警察本部 刑事部組織犯罪対 策課

## 2 経済的負担の軽減(基本法第13条関係)

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害を受けるだけでなく、医療費、裁判費用、転居費用、警察や検察庁、裁判所への移動にかかる費用等による支出の増加や、生計維持者が亡くなってしまったり、犯罪被害の影響から休職・退職を余儀なくされたことによる収入の減少等、経済的な困難に直面する場合があります。

このため、犯罪被害者等の経済的な負担を軽減する支援が必要です。

施策名	施策の概要	所管部局等
4 犯罪被害	被害直後からの様々な経済的負担の軽減を	子ども生活福祉部
者等の経済的	図るため、見舞金制度の創設に向けて取り組み	消費・くらし安全課
負担の軽減に	ます。また、本県特有の事情を踏まえた支援制	
向けた施策の	度の仕組みや、その他経済的負担の軽減に資す	
整備	る施策について検討します。	
5 犯罪被害	○ 性犯罪被害者の初診料・緊急避妊等の初回	警察本部
者支援に係る	措置料、カウンセリング費用、司法解剖後の	警務部広報相談課
公費支出	検案書料及び遺体搬送費並びに遺体修復費	
	等を公費で一部負担するとともに、同制度の	
	周知を図ります。	
	○ 性犯罪・性暴力被害者に対して初診料等の	子ども生活福祉部
	公費負担を行い被害者等の経済的負担の軽	女性力・平和推進課
	減に努めます。	
6 犯罪被害	犯罪被害給付制度·国外犯罪被害弔慰金等支給	警察本部
給付制度•国外	制度について、各種広報媒体等を活用して当該	警務部広報相談課
犯罪被害弔慰	制度を周知します。	
金等支給制度		
の周知		
7 福祉資金	○生活福祉資金貸付制度	子ども生活福祉部
貸付制度の活	低所得者世帯、障がい者世帯又は高齢者世	福祉政策課
用	帯等に対し、経済的自立や在宅福祉・社会参	
	加の促進を図り、安定した生活を送るための	
	必要な資金の貸付と併せて相談・支援を行い	
	ます。	
	○母子父子寡婦福祉資金貸付金	子ども生活福祉部
	ひとり親等に対し、経済的自立を支援する	青少年・子ども家
	とともに、その扶養している児童の福祉の増	庭課
	進を図ることを目的に、修学資金等の貸付を	
	行います。	

## 3 居住の安定(基本法第16条関係)

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、自宅が事件現場になったことで居住が困難になったり、加害者に 自宅を知られているため不安や恐怖で帰宅できなくなる等、様々な要因により引っ越 しを余儀なくされる場合があります。

このため、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対して、安定した居住を確保するための支援が必要です。

【关件的心况》		
施策名	施策の概要	所管部局等
8 公営住宅	県営住宅の空家待ち募集において、一般世界より優遇した優先を民な実施します。また	土木建築部
への優先入居 及び一時使用	帯より優遇した優先入居を実施します。また、 犯罪により従前の住宅に居住することが困難 であり、かつ、収入減少等による住宅困窮要 件を満たす場合には、県営住宅の一時目的外 使用ができるよう配慮します。	住宅課
9 民間住宅への入居支援	犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の民間住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅セーフティネット法の制度及び沖縄県居住支援協議会の活動を周知するとともに、同協議会による住居のマッチング・入居支援等の取組を支援します。	土木建築部 住宅課
10 被害直後における居住場所の確保	自宅が殺人等の犯罪行為の現場となり、汚損等により居住が困難で、かつ、一時避難先を確保できない場合等に、犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保及び自宅のハウスクリーニングに要する経費を公費で一部補助します。	警察本部 警務部広報相談課

## 4 雇用の安定(基本法第17条関係)

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、身体的・精神的被害により従前に比べ仕事の能率が低下したり、 治療のための通院、捜査への協力、裁判への出廷等のために休暇等を余儀なくされる ことがあります。しかし、雇用主や職場の理解が足りず、犯罪被害者等が当該職場で 働き続けることが困難になることがあります。

このため、職場での犯罪被害者等支援の理解の促進と雇用の安定のための支援が必要です。

施策名	施策の概要	所管部局等
11 事業主の 理解の促進	犯罪被害者等の雇用の安定や職場における 二次的被害の防止のため、犯罪被害者等の置 かれている状況や被害からの回復等のための 休暇制度等について、様々な機会・媒体を通 じて、情報提供・広報啓発を行います。	子ども生活福祉部 消費・くらし安全課
12 犯罪被害 者等への就労 支援	「沖縄県おしごと応援センターOne × One (ワンバイワン)」において、犯罪被害者等が 就労を希望する場合に、専門の相談員が個別 的・継続的な支援を行います。	商工労働部 雇用政策課
13 労働相談窓口の設置及び周知	労働問題全般に関する相談に対応するため、社会保険労務士の資格を有する相談員を配置した労働相談窓口を設置し、適切な助言・情報提供を行うとともに、活用のための周知を図ります。	商工労働部 労働政策課
14 個別労働 紛争解決制度 の周知	労働問題に関する労働者と事業主との紛争 を解決する個別労働紛争解決制度について、 周知するとともに必要に応じて関係行政機関 の紹介を行います。	商工労働部 労働政策課

## 基本方針2 精神的・身体的被害の回復(条例第8条第2号関係)

#### 1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(基本法第14条関係)

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等による負傷により長期間の治療や療養を余儀なくされたり、後遺症が残り看護や介護が必要となる等、その後の生活に大きな影響を受ける場合があります。また、被害者自身やその家族が犯罪等の対象になったという事実に直面し精神的なショックを受け、恐怖感や不安感、不眠や抑うつ的な症状等、様々な心身の変調が、被害直後から中長期に渡り現れることも少なくありません。特に、精神面への影響は、身体的な負傷の軽重に関係なく、すべての犯罪被害者等に生じている可能性が高いと考えられます。

このため、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるよう、個々の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供が必要です。

	11 bb - les	
施策名	施策の概要	所管部局等
15 性暴力被	性犯罪・性暴力被害者に対し、被害直後か	子ども生活福祉部
害者ワンスト	らの総合的な支援を可能な限り一箇所で提供	女性力・平和推進課
ップ支援セン	することにより、被害者の心身の負担を軽減	
ター(病院拠点	し、その健康の回復を図るとともに、警察へ	
型) の運営	の届出の促進、被害者の潜在化防止を図りま	
	す。	
16 おきなわ	児童相談所に「おきなわ子ども虐待ホット	子ども生活福祉部
子ども虐待ホ	ライン」を設置し、閉庁時においても児童虐	青少年・子ども家
ットライン	待の通告を受け付け、関係機関への連絡体制	庭課
	を整え、24 時間・365 日体制の電話相談を実	
	施することにより、児童虐待の予防、早期発	
	見等につなげます。	
17 精神保健	総合精神保健福祉センターや保健所におい	保健医療部
福祉相談の実	て、精神保健福祉に関する相談への対応や支	地域保健課
施	援、医療機関情報の提供等を行います。	保健医療総務課

施策名	施策の概要	所管部局等
18 精神通院 医療の公費負 担	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第5条に規定する精神疾患(PTSD:心的 外傷後ストレス障害を含む。)を有する者で、 通院による精神医療を継続的に要する病状に ある者に対し、その通院医療の一部を自立支 援医療(精神)で負担します。(沖縄県におい ては、沖縄県精神障害者特別措置公費負担制 度により自己負担は生じない(訪問看護を除 く)。)	保健医療部地域保健課
19 生活再建等に資する福祉サービス支援制度の活用	○生活困窮者自立支援制度 生活に困窮している犯罪被害者等に対する自立に向けた支援を、関係機関と連携して行います。 ○里親制度 児童相談所へ里親専門の職員を配置し、 里親等に対する相談・援助や自立支援計画の作成、委託による相互交流事業等を行い、適切な養育の確保・里親支援を推進します。 ○高次脳機能支援 高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行い、その支援体制の充実を図ります。	子ども生活福祉部 保護・援護課 子ども生活福祉部 青少年・子ども家 庭課 子ども生活福祉部 障害福祉課
20 学校における教育相談体制の充実	公立小中高・特別支援学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、教育相談体制の充実及び学校内における連携の促進や教職員の指導力向上を図ります。また、性犯罪の被害に遭った児童生徒については、必要に応じた速やかな警察、性暴力被害者ワンストップ支援センターへの情報提供など、児童生徒の個々の状況に応じた適切な支援に努めます。	教育庁義務教育課県立学校教育課

基本方針2 精神的・身体的被害の回復(条例第8条第2号関係)

施策名	施策の概要	所管部局等
21 不登校の 児童生徒に対 する支援	公立小中高・特別支援学校において、不登校児童生徒に対して、適切な指導及び支援を行うとともに、各相談窓口として 24 時間子供SOSダイヤルや沖縄県子ども・若者みらい相談プラザ sorae の周知徹底に努めます。	教育庁 義務教育課 県立学校教育課
22 被害少年の精神的被害を回復するための継続的支援の推進	少年補導職員による継続的な支援を行うと ともに、児童相談所・犯罪被害者等早期援助 団体等との連携を図ります。	警察本部 警務部広報相談課 生活安全部少年課

### 2 保護、捜査等の過程における配慮・情報提供等(基本法第18条・19条関係)

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、捜査や裁判にあたり、自身が受けた被害について複数回事情を聞かれたりすることがあり、その度に事件のことを思い出し、精神的な負担を被る場合があります。

また、捜査等の過程で関わる関係機関等から配慮に欠けた対応がなされれば、二次的被害を受けることがあります。

このため、犯罪被害者等の保護、捜査等の過程において、犯罪被害者等と関わる職員等が、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、犯罪被害者等の人権に配慮した支援を行う必要があります。

施策名	施策の概要	所管部局等
23 迅速・確実	告訴・告発について、必要に応じて直ちに	警察本部
な被害の届出	聴取・検討を行った上で、迅速に受理するよ	関係各課
の受理等	う努めるとともに、犯罪被害者等からの被害	
	の届出については、その内容が明白な虚偽又	
	は著しく合理性を欠くものである場合を除	
	き、迅速・確実に受理するなど、犯罪被害者	
	等の視点に立って適切に対応します。	
24 医療機関	警察への届出を躊躇している性犯罪被害者	警察本部
等における性	が、医療機関を受診し、後に届出することに	刑事部捜査第一課
犯罪被害者か	なった場合に備え、医療機関で性犯罪被害者	
らの証拠資料	の身体から証拠資料を採取しておくため、協	
の採取等の促	力が得られた医療機関に性犯罪証拠採取キッ	
進	トを整備します。また、医療機関において性	
	犯罪被害者からの証拠資料を適切に採取する	
	ために、対応マニュアルを配付します。	
25 刑事に関	検視及び司法解剖に関して、遺族に対し、	警察本部
する手続等に	その目的、手続等に関する適切な説明を実施	刑事部捜査第一課
関する情報提	するとともに、遺族の心情に配慮した対応に	
供の充実及び	努めます。	
司法解剖に関		
する遺族への		
適切な説明等		

施策名	施策の概要	所管部局等
26 犯罪被害 者等の意向に 配慮した証拠 物件の取扱い	証拠物件が滅失、毀損、変質、変形、混合 又は散逸することのないよう留意し、その証 拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連 携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物 件については、当該物件の還付方法について 犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた 上で返却又は処分するよう努めます。	警察本部刑事企画課
27 捜査に関する適切な情報提供等(被害者連絡制度、民間団体との連携)	重大事件等については、捜査への支障等を 勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜 査状況等の情報を提供するよう努めます。ま た、犯罪被害者等早期援助団体と共有すべき ものについては、犯罪被害者等の同意を得て 情報提供を行うなど、関係機関・団体との連 携を図ります。	警察本部 刑事部刑事企画課 警務部広報相談課
28 交通事故 被害者等の心 情に配慮した 交通事故事件 捜査の推進	重大・悪質な交通事故事件等については、 交通部交通指導課調査官等が事故現場に赴い て捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通 事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に 対する各種研修の充実に努めます。	警察本部 交通部交通指導課
29 女性警察 官の配置等	性犯罪被害者の心情に配慮した対応を行う ため、性犯罪捜査を担当する係への女性警察 官の配置を促進します。	警察本部 関係各課
30 被害児童からの事情聴取における配慮	被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述 を確保するため、検察庁、警察、児童相談所 等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先 立って協議を行い、関係機関の代表者が事情 聴取を行う取組を実施するほか、事情聴取の 場所、回数、方法等に配慮するなど、被害児 童に十分配慮した取組を進めます。	警察本部 刑事部刑事企画課 生活安全部少年課
31 警察にお ける犯罪被害 者等のための 施設等の改善	施設の改修・新築時等の機会をとらえて、 犯罪被害者等の心情に配慮した施設の改善に 努めます。	警察本部 関係各課

## 基本方針3 再被害・二次的被害の防止(条例第8条第3号関係)

#### 1 安全の確保(基本法第15条関係)

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、被害後も同じ加害者から再び危害を加えられるのではないかという恐怖や深刻な不安を抱いており、再被害を防止するほか、被害者の安全の確保と精神的な負担の軽減を図ることが必要です。

また、児童虐待、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案のように、特定の人に対して繰り返し行われ、次第にエスカレートして身体に対して危害が及ぶ恐れがあるものについても、これを未然に防ぎ、被害者等の安全を確保する必要があります。

施策の概要

員体制の強化を図り、児童の安全の確認及び

安全の確保に取り組みます。

#### 【具体的施策】

施策名 32 児童の安 全の確保等に 関する取組

児童相談所において、子どもや保護者、家 族などからの各種相談に応じ、専門的見地か ら調査、判定等を行い、援助方針を定め、適 切な支援を行うとともに、児童相談所等の職

所管部局等

子ども生活福祉部

青少年・子ども家

庭課

33 女性相談 所等<sup>6</sup>における 一時保護体制・ 対応の充実

女性相談所による一時保護や婦人保護施設 子ども生活福祉部 及び一時保護委託の適正な運用に努めます。 青少年・子ども家 庭課

34 児童虐待 の再被害防止・ 早期発見のた めの関係機関 の連携等

- 児童相談所に児童虐待相談専門員、受付相談専門員などの相談員を配置し、児童の安全確認や適切な支援等を充実させるとともに、警察をはじめとする関係機関との連携を推進し、児童虐待防止の強化を図ります。
- 配偶者暴力相談センターと児童相談所等 との連携・協力を推進します。

<sup>6</sup> 令和4年5月公布の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により「婦人(女性)相談所」は「女性相談支援センター」(§9)、「婦人(女性)相談員」は「女性相談支援員」(§11)、「婦人保護施設」は「女性自立支援施設」(§12)となる。(施行は令和6年4月)

施策名	施策の概要	所管部局等
35 警察にお	再び危害を加えられるおそれのある犯罪被	警察本部
ける再被害防	害者等を再被害防止対象者として指定し、刑	関係各課
止措置の推進・	事施設や保護観察所等の関係機関・団体と連	
関係機関の連	携して、必要に応じて釈放等に関する情報の	
携の強化	提供や、非常時の通報要領、自主警戒の方法	
	等の防犯指導を行います。また、必要に応じ	
	て緊急通報装置の貸与や自宅等の警戒を行い	
	ます。	
36 再被害の		警察本部
防止に資する	向等を把握し、ストーカー加害者へのカウン	生活安全部人身安
適切な加害者	セリング等必要な措置を講じます。	全対策課
処遇(ストーカ		
一事案、DV事		
(案)		
27 Xn 黑 址 字	カ 果 炉 字 孝 姓 の 氏 夕 の 珍 幸 に 火 た - て け	数宛未如
37 犯罪被害   者等に関する	犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、 プライバシーの保護、発表することの公益性	警察本部   警務部広報相談課
情報の保護	タッイパン・の保護、先表することの公益性   等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的	事件主管課
	な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮	<b>事件工自味</b>
	な来件ことに過めな光表的存となるより配慮	
	おおりの また、報道光級を行う場合には、犯	
	を行うよう努めます。	
38 行方不明	- 生命又は身体に危害が生じているおそれの	警察本部
者対策強化	ある行方不明者等について、その行方に関す	生活安全部人身安
	る情報収集及び必要な探索・捜査を行うとと	全対策課
	もに、関係機関・団体に協力を求めるなど、	
	行方不明者を早期に発見・保護するための措	
	置を講じます。	

### 2 二次的被害の防止

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、周囲の人々の言動やインターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材・報道などにより、名誉や心身の健康、生活の平穏を害されるといった二次的被害を受ける場合があります。二次的被害は、犯罪被害者等にとって深刻な問題であり、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減等の妨げとなります。

このため、支援に従事する者をはじめ、県民及び事業者の理解や配慮が必要です。

【具体的施策】		
施策名	施策の概要	所管部局等
39 県民・事業	二次的被害の防止のため、犯罪被害者等の	子ども生活福祉部
者の理解の促	置かれている状況や支援の必要性・重要性等	消費・くらし安全課
進	について、様々な機会・媒体を通じて、県民・	
	事業者に対し、広報啓発活動を実施します。	
40 犯罪被害	二次的被害の防止や個人情報の適切な取扱	子ども生活福祉部
者等支援に関	<u>を</u> 含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得	消費・くらし安全課
する職員研修	及び技能向上を図るとともに、関係機関等相	
の実施	互の連携協力を推進するため、県・市町村職	
	員等を対象とした研修を実施します。	
41 インター	二次的被害の軽減のため、SNSを含むイ	子ども生活福祉部
ネット上の誹	ンターネット上の誹謗中傷等の被害に関し	消費・くらし安全課
謗中傷等に関	て、犯罪被害者等の要望に応じた適切な相談	
する相談機関	窓口や対応方法等の紹介を行うとともに、県	
の周知等	ウェブサイト等において周知します。	
42 犯罪被害	犯罪被害者等の氏名の発表に当たっては、	警察本部
者等に関する	プライバシーの保護、発表することの公益性	警務部広報相談課
情報の保護	等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的	事件主管課
【再掲】	な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮	
	します。また、報道発表を行う場合には、犯	
	罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供	
	を行うよう努めます。	

## 基本方針4 県民・事業者の理解の促進(条例第8条第4号関係)

## 1 県民・事業者の理解の促進(基本法第20条関係)

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、近隣住民や職場等周囲の 人々の言動や、報道機関による過剰な取材・報道により、名誉や生活の平穏を害され るといった二次的被害により、更に精神的なダメージを受け、立ち直りが遅れる場合 があります。

このため、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないよう十分配慮する とともに、犯罪被害者等が置かれている状況等について県民・事業者の理解を深める ことが必要です。

施策名	施策の概要	所管部局等
43 様々な機	ウェブサイト上での犯罪被害者等施策の掲	子ども生活福祉部
会・媒体を通じ	載等により犯罪被害者等施策について周知す	消費・くらし安全課
た広報啓発の	るとともに、二次的被害の防止や犯罪被害者	警察本部
展開	等支援に関する必要性・重要性等を周知する	警務部広報相談課
	ため、様々な機会・媒体を通じて、県民・事	関係各課
	業者に対し、広報啓発活動を実施します。	
44 「犯罪被害	「犯罪被害者週間(11月25日~12月1日)」	子ども生活福祉部
者週間」を中心	に合わせて、市町村や犯罪被害者等支援団体	消費・くらし安全課
とした集中的	と連携・協力し、犯罪被害者等への理解の増	警察本部
な広報啓発の	進を図るための広報啓発活動を集中的に実施	警務部広報相談課
実施	します。	
45 犯罪被害	○ 各季の「交通安全運動」期間において、	子ども生活福祉部
者等施策に関	交通事故による被害者の悲惨な状況や、交	消費・くらし安全課
連する特定の	通事故相談所における相談対応など、被害	
期間における	者救済対策について周知に努めます。	
広報啓発の実	○ 「女性に対する暴力をなくす運動」の期	子ども生活福祉部
施	間 (11/12~11/25) において、女性に対する	女性力・平和推進課
	暴力防止の社会的認識を徹底させます。	
	○ 毎年 11 月の「児童虐待防止推進月間」に	子ども生活福祉部
	合わせて、児童虐待防止のための広報啓発	青少年・子ども家
	活動を実施します。	庭課

施策名	施策の概要	所管部局等
46 児童虐待	講演会やワークショップを通じて、県民に	子ども生活福祉部
防止に向けた	対し児童虐待の予防や早期発見、早期対応等	青少年・子ども家
周知広報	の周知広報を行います。	庭課
47 DV防止	地域におけるDV問題についての講演会、	子ども生活福祉部
に向けた意識	女性に対する暴力をなくす運動講演会・シン	女性力・平和推進課
啓発	ポジウム、中・高校生を対象とした啓発講座	
	等を行い、DV防止のための広報啓発を図り	
	ます。	
40 V= III LL ==		- 12 1 d > 1-11 lb
48 犯罪被害	犯罪被害者等の人権を含む人権問題につい	子ども生活福祉部
者等の人権を	て、人権啓発資料の作成・配布等により、人	女性力・平和推進課
含む人権問題	権尊重理念の普及啓発を行います。	
に関する啓発		
49 犯罪被害	 地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる	警察本部
者等の個人情	契機となるよう、犯罪被害者等が特定されな	生活安全部人身安
報の保護に配	いよう工夫した上で、各種広報誌、インター	全対策課
慮した地域に	ネットや携帯電話のメール機能等を利用し、	エンゴンドル
おける犯罪発	身近な場所で多発している性犯罪やつきまと	
生状況等の情	い、子供への声掛け、つきまとい等の発生状	
報提供の実施	況等を発信します。	
50 各種統計	県内における犯罪被害者等を取り巻く現状	子ども生活福祉部
等を集約した	がひと目で分かるよう、県内の犯罪等の状況	消費・くらし安全課
情報の発信	や、犯罪被害等に関する相談状況等の各種統	
	計等を集約した県ホームページを作成しま	
	す。	

## 基本方針 5 民間支援団体・支援従事者の育成・支援(条例第8条第5号関係)

#### 1 人材の育成・調査研究(基本法第21条関係)

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、支援に携わる者が、犯罪被害者等の置かれている状況を的確に理解するとともに、配慮に欠けた言動や無理解によって、 二次的被害を生じさせないようにする必要があります。

このため、支援に携わる者が、広く犯罪被害者等支援に関する必要な知識を習得し、犯罪被害者等支援に適切に対応できるよう、人材の育成を図ることが必要です。

【关件的心况》			
施策名	施策の概要	所管部局等	
51 犯罪被害	二次的被害の防止や個人情報の適切な取扱	子ども生活福祉部	
者等支援に関	を含めた犯罪被害者等支援に関する知識取得	消費・くらし安全課	
する職員研修	及び技能向上を図るとともに、関係機関等相		
の実施	互の連携協力を推進するため、県・市町村職		
【再掲】	員等を対象とした研修を実施します。		
52 警察にお	採用時、昇任時の教養及び各種専科教養時	警察本部	
ける犯罪被害	等の機会をとらえて、警察職員等に対し、犯	青宗本品   警務部広報相談課	
' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '		<b>音</b> 物部 公報相談課	
者等支援に携	罪被害者等支援に関する教養を行います。		
わる職員等へ			
の研修の充実			
53 性暴力被			
害者支援に係	力被害者支援従事者の資質向上を図るための	女性力・平和推進課	
る研修の実施	-   各種研修を実施します。		
54 女性相談	女性相談員への研修実施等により職務関係	子ども生活福祉部	
員の資質向上	者の資質向上を図ります。	青少年・子ども家	
		庭課	
55 児童養護	児童相談所職員や児童養護施設職員に対	子ども生活福祉部	
施設職員等の	し、虐待や暴力防止等の意識啓発、資質向上	青少年・子ども家	
資質向上	を目的としたワークショップやスーパーバイ	庭課	
	ズ研修等を実施します。		

基本方針 5 民間支援団体・支援従事者の育成・支援(条例第8条第5号関係)

施策名	施策の概要	所管部局等
56 交通事故 相談所職員の 育成	相談員が、交通事故被害者からの相談に的確に対応するため、国土交通省において実施される研修への相談員への参加や、実務必携を購入し、相談員の能力向上を図ります。	子ども生活福祉部消費・くらし安全課
57 民生委員・ 児童委員に対 する研修の実 施	民生委員・児童委員が、犯罪被害者等を含め、地域住民に対し適切な相談支援を行うことができるよう、研修等を実施し、資質の向上を図ります。	子ども生活福祉部 福祉政策課
58 学校にお ける相談対応 能力の向上	<ul> <li>○ 養護教諭研修会等において、犯罪等の被害に関する研修等を通して、児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、養護教諭の資質向上を図ります。</li> <li>○ 性犯罪・性暴力対策に関する教育推進のため、教職員研修会等において、犯罪等の被害に関する研修等を通して、教職員の資質向上を図ります。</li> </ul>	教育庁保健体育課
59 犯罪被害 者等の状況把 握等	関係機関・団体と連携・協力し、犯罪被害者等の置かれている状況や、支援実態等の把握等について手法の検討も含め、適切な支援や人材育成に資する取組を行います。	子ども生活福祉部消費・くらし安全課

## 2 民間支援団体に対する支援(基本法第22条関係)

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体は、犯罪被害者等の様々なニーズや心情を くみ取り、きめ細かな支援を被害直後から中長期にわたって提供できること等から、 行政機関では行き届かない支援を行う重要な役割を有しています。

このため、民間支援団体が、将来にわたって安定した支援活動を継続できるよう、支援員の確保や技能の向上、財政的基盤の確保等が課題となっています。

施策名	施策の概要	所管部局等
60 民間支援	○ 支援活動員を目指す人材の確保及び育成	子ども生活福祉部
団体における	に向けて、犯罪被害者等支援活動の意義を	消費・くらし安全課
人材の確保・育	広め、犯罪被害者等支援に関する知識取得	
成	及び技能向上を図るため、県民を対象とし	
	た支援活動員養成講座を開催します。	
	○ 犯罪被害者等早期援助団体が行う研修に	警察本部
	講師を派遣する等し、支援員の育成に協力	警務部広報相談課
	します。	
61 民間支援	○ 民間支援団体の意義や活動について、県	子ども生活福祉部
団体の活動に	民や事業者、関係機関・団体へ周知するとと	消費・くらし安全課
対する支援	もに、活動基盤の強化に協力します。	
	○ 犯罪被害者等早期援助団体の財政的・人	警察本部
	的基盤の確立及び各種活動に協力します。	警務部広報相談課

## 基本方針6 連携協力体制の整備(条例第8条第6号関係)

#### 1 総合的な支援体制の整備

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、生命・身体等に対する直接的被害だけでなく、被害直後から、社会生活や経済面の困難、精神的な苦痛のほか、多くの行政手続への対応等、様々な問題や不安を抱えています。

このため、国、県、市町村、民間支援団体、その他関係機関・団体など犯罪被害者 等への支援を提供している多様な主体が連携し、個々の犯罪被害者等のニーズや実情 に合わせ、多岐にわたる様々な支援を適切に途切れることなく提供していくことが必 要です。

施策名	施策の概要	所管部局等
62 沖縄県犯	犯罪被害者等支援に関する経験と知識を有	子ども生活福祉部
罪被害者等支	する「沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザー」	消費・くらし安全課
援アドバイザ	を「沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口」(以下	
一の配置	「県総合的対応窓口」という。) に配置し、県・	
	市町村の犯罪被害者等支援に係る総合的対応	
	窓口の強化や支援主体間の連携強化を図りま	
	す。	
63 犯罪被害	犯罪被害者等支援を行う者が必要とする情	子ども生活福祉部
者支援ハンド	報を網羅した「犯罪被害者支援ハンドブック」	消費・くらし安全課
ブックの改定・	を改定し、市町村や関係機関・団体等へ広く	
配布	配布し、連携強化及び支援の充実を図ります。	
64 沖縄県犯	沖縄県犯罪被害者等支援庁内連絡会議を開	子ども生活福祉部
罪被害者等支	催し、庁内(知事部局・教育庁・病院事業局・	消費・くらし安全課
援庁内連絡会	警察本部)関係各課相互の情報の共有及び連	
議の開催	携を図ります。	
<b>AF</b> VI. AB IB TO		→ 10.2 /L \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
65 沖縄県配	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保	子ども生活福祉部
偶者等からの	護・支援の効果的な実施のために、関係機関	女性力・平和推進課
暴力対策連絡	が相互に情報を交換し、問題に対する認識の	
会議の開催	共有化と連携強化を図ります。	

施策名	施策の概要	所管部局等
66 関係機関·	犯罪被害者等の実情に応じて関係機関・団	警察本部
団体との連携	体と連携します。	警務部広報相談課
の推進		
67 死傷者多	○ 死傷者多数事案(おおむね死者5人以上	警察本部
数の事案発生	又は負傷者 10 人以上)が発生した場合は、	関係各課
時における対	関係機関と連携し、初期段階から被害者等	
応	を支援する体制を構築します。	
	○ 県総合的対応窓口においては、市町村総	
	合的対応窓口や関係機関・団体と連携しな	子ども生活福祉部
	がら支援の調整を行います。	消費・くらし安全課

#### 《 支援体制イメージ図 》

## 沖縄県

- ・総合的対応窓口 (支援アドバイザー)
- 各部局の事業
- 広報啓発

## 市町村

- · 総合的対応窓口
- 生活全般の相談支援
- 広報啓発

# 犯罪

被害者等

理解、配慮

県民・事業者

## 警察

- 被害直後の支援
- 捜査状況等の情報提供
- · 犯罪被害給付制度、 公費負担制度

## 関係機関・団体

各所管による支援、相談・情報提供(法的支援、治療、カウンセリング等)

【機関・団体等】検察庁、弁 護士会、法テラス、医師会、 公認心理師協会等

## 民間支援団体

- · 電話 · 面接相談
- ·付添支援(警察、 病院、裁判所等)
- 自助グループでの支援

## 2 相談及び情報の提供等(基本法第 11 条関係)

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等は、事件・事故等により、これまで経験したことのないような様々な 対応や手続きに直面します。そして、何をどこに相談すればよいのか分からない状況 の中で、個々の対応や手続きに関する意思を決定しなければならず、更なる困難に陥 る場合があります。

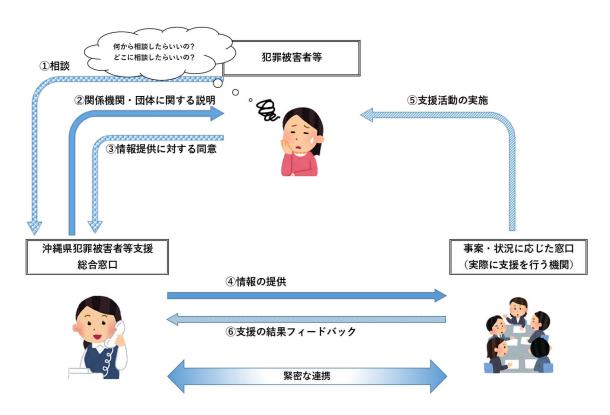
このため、犯罪被害者等が直面する様々な問題についての相談に応じ、犯罪被害者等が適切な判断をし、安心して日常生活を送れるよう、必要な情報の提供や助言を行うことが必要です。

#### 【具体的施策】

#### (1) 相談窓口

	施策名	施策の概要	所管部局等
6	8 県におけ	犯罪被害者等が直面している問題につい	各関係部局
,	る犯罪被害者	て、相談業務をはじめ、必要な支援に関する	
4	等に関する相	情報提供や助言を行うとともに、関係機関・	
Ē	淡体制	団体との連携協力・連絡調整を行います。	

#### 《 連携の流れイメージ図 》



## 〇主な相談窓口一覧

	分野	名 称	主な相談受付内容	所管部局等	
総合	総合	沖縄県犯罪被害者等支援 総合窓口	犯罪被害等により生じた困りごとの 相談対応、情報提供・関係機関紹介	子ども生活福祉部 消費・くらし安全課	
総合窓口	総合	警察安全相談	緊急の対応を必要としない警察への 相談全般	<b>県警察</b>	
	性犯罪性暴力被害	沖縄県性暴力被害者 ワンストップ支援 センター	被害直後からの総合的な支援 (電話相談、医療支援、同行支援等)	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課	
	性犯罪 被害	性犯罪被害相談電話 (ハートさん)	警察による性犯罪相談専用電話	県警察	
	DV 被害	沖縄県配偶者暴力相談 支援センター	相談、カウンセリング、緊急時の安 全確保及び一時保護、保護命令や自 立支援に係る情報提供その他支援等	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	
	女性 男性 LGBTQ	ているる相談室	様々な悩みや問題に関する相談対 応、情報提供・関係機関紹介	子ども生活福祉部 女性力・平和推進課	
事案	児童 虐待	児童相談所虐待対応 ダイヤル (児童相談所)	児童虐待に関する相談対応	子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課	
* 状	子ども	24 時間子供SOS ダイヤル	子どもや保護者等を対象とした相談 電話	教育庁 義務教育課	
沢等に立	保護者		親子電話相談	家庭教育に関する悩みや不安を抱く 親や、友人関係等で悩む子ども等へ の相談対応、関係機関紹介	教育庁 生涯学習振興課
応じた窓	高齢者 虐待	地域包括支援センター	高齢者等の心身の健康保持と生活の 安定のため、介護等に関する総合相 談、虐待防止等の権利擁護等の支援	運営主体:市町村 (県関係所管:子ども生活 福祉部高齢者福祉介護課)	
口	障害者 虐待	障害者虐待防止センター	養護者や施設従事者からの虐待通報 対応	運営主体:市町村 (県関係所管:子ども生活 福祉部障害福祉課)	
	交通事 故被害	沖縄県交通事故相談所	損害賠償問題等の相談対応及び関係 機関・団体の紹介・斡旋	子ども生活福祉部 消費・くらし安全課	
	こころ	沖縄県総合精神保健福祉 センター (こころの電話相談)	精神保健福祉に関する相談、支援 (こころのケア)	保健医療部 地域保健課	
		県内各保健所 (精神保健福祉相談)	精神保健福祉に関する相談、支援 (こころの健康相談)	保健医療部 地域保健課 保健医療総務課	
	医療	医療安全支援センター	個人情報の取扱いを含めた医療に関 する苦情・相談対応	保健医療部 医療政策課	

## (2) 情報の提供等

(2) 情報の提供寺		
施策名	施策の概要	所管部局等
69 犯罪被害	県ウェブサイトにおいて、犯罪被害者等の	子ども生活福祉部
者等施策に関	支援に関する窓口・施策や民間支援団体の活	消費・くらし安全課
するウェブサ	動紹介等、随時必要な情報の更新を行い、そ	
イトの充実	の充実を図ります。	
70 自助グル	犯罪被害者等早期援助団体と連携し、犯罪	子ども生活福祉部
ープの紹介等	被害者等の要望に応じて、自助グループの紹	消費・くらし安全課
	介を行います。	警察本部
		警務部広報相談課
71 インター	二次的被害の軽減のため、SNSを含むイ	子ども生活福祉部
ネット上の誹	ンターネット上の誹謗中傷等の被害に関し	消費・くらし安全課
謗中傷等に関	て、犯罪被害者等の要望に応じた適切な相談	
する相談機関	窓口や対応方法等の紹介を行うとともに、県	
の周知等	ウェブサイト等において周知します。	
【再掲】		
72 県をまた	犯罪被害者等早期援助団体等と協力し、他	子ども生活福祉部
ぐ支援が必要	都道府県の総合的対応窓口及び犯罪被害者等	消費・くらし安全課
な場合におけ	早期援助団体と連携しながら、必要な情報提	
る対応	供や助言等を行います。	
73 海外にお	海外における県出身者の犯罪被害者等につ	文化観光スポーツ部
ける県出身者	いて、外務省や現地県人会等への情報収集を	交流推進課
の犯罪被害者	行い、迅速に必要とする支援に繋げることが	
等に関する情	できるよう、県総合的対応窓口など関係機関	
報収集	等と情報共有します。	
74 指定被害	あらかじめ指定された警察職員(指定被害	警察本部
者支援要員制	者支援要員)が、事件発生初期における犯罪被	警務部広報相談課
度の活用	害者等への付添い、指導、助言、情報提供等	
	を行います。	

施策名	施策の概要	所管部局等
75 「被害者の 手引」の作成・ 配布	刑事に関する手続、少年保護事件の手続、 警察その他の機関・団体による犯罪被害者等 の保護・支援のための制度等について分かり やすく取りまとめた「被害者の手引」やパン フレット等を早期に犯罪被害者等へ提供する よう努めます。また、外国人犯罪被害者等に 対しては、外国語版の「被害者の手引き」を 配布します。	警察本部 警務部広報相談課 刑事部刑事企画課
76 性犯罪被 害者に対する 情報入手の利 便性の向上	性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」等の相談窓口に関する広報や性犯罪被害者へ交付する「被害者の手引」により、刑事事件の流れや関係機関の相談窓口等を紹介するなど情報入手の利便性の向上に努めます。	警察本部 警務部広報相談課 刑事部捜査第一課

### 3 市町村における支援体制の充実に向けた取組

#### 【現状と課題】

基礎自治体である市町村は、住民にとって最も身近であり、保健医療・福祉サービスの提供等、犯罪被害者等の中長期にわたる生活支援を担う中核となる行政機関です。 犯罪被害者等支援に係る総合的対応窓口は、平成30年度までに県内の全市町村に設置されています。

犯罪被害者等が県内のどの市町村に住んでいても同様の支援が受けられるよう、市町村における総合的対応窓口の強化や、被害者等支援の整備の促進が求められています。

大 大 大 大 大	<b>たなる</b> 畑亜	工生如日生
施策名	施策の概要	所管部局等
77 市町村に	市町村における総合的かつ計画的な犯罪被	子ども生活福祉部
おける総合的	おける総合的 害者等支援の充実及び連携協力に向けて、定	
かつ計画的な	期的な市町村会議の開催等を通じた犯罪被害	
犯罪被害者等	者等支援に関する施策の情報共有・連絡調整	
支援の促進	を行います。	
78 犯罪被害	二次的被害の防止を含めた犯罪被害者等支	子ども生活福祉部
者等支援に関	援に関する知識取得及び技能向上を図るとと	消費・くらし安全課
する市町村職	もに、関係機関等相互の連携協力を促進する	
員等研修の実	ため、市町村職員及び当地域の関係機関・団	
施	体職員等を対象とした「市町村出前講座」を	
【再掲】	実施します。	
79 市町村個	市町村施策担当窓口・総合的対応窓口等を	子ども生活福祉部
別巡回訪問の	対象に、犯罪被害者等支援に関する知識取得	消費・くらし安全課
実施	及び技能向上を図るとともに、窓口に対する	
	必要なサポート体制を構築するため、市町村	
	窓口の役割・機能強化に関する助言、相談を	
	受ける上での心構え・実際の相談処理に関す	
	る助言、その他情報提供を行う「市町村個別	
	巡回訪問」を実施します。	
80 市町村巡	犯罪被害者等が置かれた状況や支援の重要	子ども生活福祉部
回パネル展の	性等について、市町村巡回パネル展を実施し、	消費・くらし安全課
実施	理解の促進と市町村における被害者支援の気	
	運の醸成を図ります。	

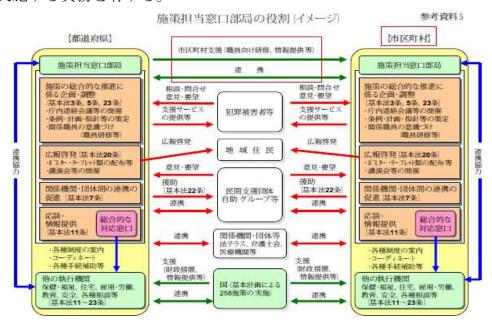
#### 【市町村の役割】

#### 1 犯罪被害者等支援の法的根拠

犯罪被害者等基本法

第5条 地方公共団体の責務 (\*地方公共団体=都道府県及び市区町村)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、 及び実施する責務を有する。



(出典:「犯罪被害者等施策の手引き(平成20年4月 内閣府発行)」)

#### 2 市町村窓口に期待される役割

市町村は、住民にとって最も身近な存在でありかつ各種保健医療・福祉制度の実施主体であることから、まずは、一次的な相談窓口として、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内や申請補助など適切なコーディネートを行う、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行うことが望まれます。

総合的対応窓口は、平成16年制定の犯罪被害者等基本法のもと、国からの要請を受け、平成31年4月までに全ての地方公共団体に設置されました。

〔県内市町村〕H30年度に設置率 100%を達成

